

桜井昌司さん・杉山卓男さんを守る会

ふかわ

布川事件二ニュース

号 外
 〒113-0034 東京都文京区
 湯島2-4-4 平和と労働センター
 ・全労連会館5F
 ☎ 03-5842-6464

2011年5月24日、布川事件再審公判で水戸地方裁判所土浦支部（神田大助裁判長）は桜井昌司さん、杉山卓男さんに「強盗殺人について無罪」の判決を言い渡しました。判決要旨はつきのとおりです。一部、字句を補い、誤字と思われるところを訂正しました。

判決要旨（骨子）

被告人桜井昌司に対する強盗殺人・窃盗、被告人杉山卓男に対する強盗殺人・暴行・傷害・恐喝・暴力行為等処罰に関する法律違反各再審被告人事件

平成23年5月24日宣告

（水戸地方裁判所土浦支部 裁判長 神田大助・裁判官吉田静香・裁判官 信夫絵里子）

【主 文】

○本件公訴事実中強盗殺人の点については、被告人兩名はいずれも無罪。

○被告人桜井昌司においては昭和45年10月6日水戸地方裁判所土浦支部が言い渡した判決の判示第1の各罪について、被告人杉山卓男においては同判示第2の各罪について（別件逮捕された窃盗・暴力行為等について）、被告人兩名をそれぞれ懲役2年に処する。
 ○被告人兩名に対し、原審における各未決勾留日数中、その各刑期に

満つるまでの分をそれぞれその刑に算入する。

○被告人兩名に対し、昭和53年7月12日（同判決の確定日）から3年間それぞれのその刑の執行を猶予する。

【理 由】

第1 本件強盗殺人の公訴事実について

1 再審開始事由のある公訴事実

本件再審開始決定において、再審開始事由があると判断されたのは、昭和45年10月6日、水戸地方裁判所土浦支部が被告人兩名に対して言い渡した確定判決（以下「本件確定判決」という。）の判示第3の強盗殺人（以下「本件強盗殺人」という。）の事実である。

被告人兩名は、確定審から一貫して、自らは本件強盗殺人の犯人ではないとしていずれも無罪を主張し、これまで被告人兩名の有罪を主張する検察官との間で熾烈な攻防が尽くされてお

り、この点は本再審公判においても同様である。

そこで、現時点における全証拠関係を前提に、第一審の立場から新たにその証拠価値等を精査し、本件強盗殺人の公訴事実について検討する。

2 客観証拠の状況

本件において前提となる客観的な事実関係を概観すると、犯行現場である被害者方からは、少なくとも、被告人兩名のものであると積極的に思料される指紋・掌紋や毛髪は採取されておらず、その他、本件で提出された全ての証拠を精査しても、被告人兩名と本件強盗殺人とを結びつけるような客観的証拠は存在しない。

3 検察官による有罪立証の骨子等

検察官が、本件強盗殺人に係る被告人兩名の犯人性を立証する上で根拠とするところは、大きく①被告人兩名の捜査段階における自白が存在すること、②犯行当日の被告人兩名の足取りを示す証拠として、我孫子駅から布佐駅、利根川に架かる米橋、さらには被害者

方前に至る各地点において、被告人兩名ないしそのいずれか一方の姿を目撃したとする6名の者の目撃供述（以下「一連の目撃供述」という。）が存在すること、③被告人兩名が虚偽のアリバイを供述していることの3点である。

ところで、被告人兩名の捜査段階における自白は、被告人兩名の本件強盗殺人に係る犯人性を直接証明しうる唯一の証拠である。そして、一連の各目撃供述は、被告人兩名の自白を支える補強証拠として把握しうるものであり、このうち、本件強盗殺人の犯行が行われたと考えて矛盾のない時間帯に被害者方で被告人兩名を目撃したなどとする甲（W証人）の供述は、本件強盗殺人に係る被告人兩名の犯人性を推認させる間接証拠としての性格を併せ持つものである。その余の者の各目撃供述は、いずれも甲（W証人）の供述に比して、本件強盗殺人の犯行とは時間的にも場所的にもやや距離のある場面での目撃供述をその内容とするもので、仮に甲（W証人）の供述を捨象すれば、これらに備わった本件強盗殺人に係る被告人兩名の自白を支え、あるいは被告人兩名の犯人性を推認させる力はいささか微弱なものと言わざるを得ないものの、少なくとも、甲（W証人）の供述との関係においてみれば、これに連なりこれを支える一連の証拠群として相応の証拠価値を持ちうるものである。なお、被告人兩名の各アリバイ供述は、もとより被告人兩名の一連の供述

を構成する一局面であつて、そもそも捜査段階における自白と表裏をなす関係にあるのであるから、これらについては全体としての考察、評価に付するのが相当である。

4 一連の各目撃供述等について

そこで、一連の各目撃供述の信用性を順次検討し、その結果を総合すると、そのうち最も重要な証拠価値を持ちうる証拠として位置づけられる甲（W証人）の供述は、それ自体としてみても、その供述経過や供述内容、その他客観的な視認条件等の諸点において、その信用性を肯定することには慎重とならざるを得ない事情が多々存するところである。そして、その余の者の各目撃供述の個々の信用性の程度については必ずしも一様ではないものの、少なくとも、そのいずれについても、甲（W証人）の供述との間で相互に信用性を高めあうような関係にあるものとは認められない。

したがって、甲（W証人）の供述は信用性に欠けるというほかなく、一連の各目撃供述を全体として考慮しても、結局のところ、本件強盗殺人に係る被告人兩名の自白を支え、或いは被告人兩名の犯人性を推認させる証拠は何ら存在しないというべきである。

（2面につづく）

5 被告人両名の捜査段階に

おける自由について

そうすると、本件において、被告人両名の捜査段階における自由については、一方の自白が他方の自白の信用性を相互に支え合う関係にあるという点はさておき、それ以上には、被害者の死体や被害者方の現場の状況等といった若干の証拠を除去、各自白の真实性を実質的に支える有力な補強証拠は特に何ら見当たらず、また、被告人両名の犯人性を推認させる間接証拠も何ら存在しないということになる。このような本件の証拠関係の下にあつては、被告人両名の自白を検討し、その任意性、信用性の有無を判断するに当たり、殊の外慎重な姿勢でこれに臨むことが強く求められるというべきである。

そして、被告人両名の捜査段階における自由について、順次問題となる点を検討すると、いずれも、犯行そのものやこれに直結する重要な事項の全般にわたり、供述の変遷が認められ、その程度は容易に看過し得るものではなく、その変遷に合理的な理由を見いだすことも困難であること、また、客観的事実と整合しな可能性が高いと思われる点や、客観的事実に照らして不自然と思われる点も少なからず散見されること、被告人両名の自白相互間にも多岐にわたる多くの相違点が存すること、さらには、捜査官らの誘導等により虚偽の自白を強いられた旨の被告人

両名の供述について、容易くその信用性を否定することができず、一方、これら被告人両名の自白調書の作成に当たり、不当な誘導等は一切なかった旨述べる捜査官らの供述は、少なくともその限りにおいていささか信用性に乏しいものと認められ、ひいては被告人両名の各自白調書が何某か捜査官らの誘導等により作成されたものである可能性を否定することはできないこと、加えて、被告人両名の各アリバイ供述がいずれも虚偽であるとは認められないこと、その他、被告人両名の自白の任意性、信用性を裏付ける事情として検察官が指摘するところにも特に依拠しうるものがないこと等の諸点が明らかである。

これらの諸点における個々の事項について、その有する意味合いの軽重にはもとより種々のものがあるものの、前記のような本件における特異な証拠関係の下にあつて、被告人両名の自白の任意性、信用性の判断に当たり、殊の外慎重な姿勢でこれに臨むことが強く求められる中、これだけ多くの点において、それらを滅殺ないし否定する方向に働く事情が存することとは、極めて厳肅にこれを受け止める必要がある。

そうすると、被告人両名の捜査段階における自由については、いづれもその信用性を肯定することはできず、さらにはその任意性についてもそれ相応の疑いを払拭することができないというべきである。

6 結論

以上の次第であり、被告人兩名が本件強盜殺人の犯人であると証明するに足りる証拠は存在し

ないとの結論に帰するから、本件強盜殺人の公訴事実については、刑法336条(注)により被告人兩名に対しいずれも無罪の言い渡しをする。

本件確定判決の認定したところに基づき、所要の法令を適用した上、諸般の事情を考慮し、主文のとおり刑を定めることとする。

第2 本件強盜殺人以外の

各公訴事実について

本件確定判決は、被告人兩名を本件強盜殺人の共同正犯と認定した上、被告人櫻井については窃盜との、被告人杉山については暴行、傷害、恐喝、暴力行為等処罰に関する法律違反との併合罪として、被告人兩名に対し、いずれも1個の主文で無期懲役に処する旨言い渡したものであるところ、本再審公判は、本件再審開始決定に基づき、被告人兩名に対する本件強盜殺人の公訴事実のほか、これと併合罪の関係にある全ての各公訴事実をその審判の対象とするものである。

もつとも、本件再審開始決定において再審開始事由があると判断されたのはこのうち本件強盜殺人の事実に限られるのであるから、本再審公判においても、その実質的な審判の対象は本件強盜殺人の公訴事実に限定されるべきであつて、その

余の各公訴事実についてはいずれも形式的に審判の対象となつているに過ぎず、これらに関する本件確定判決の有罪認定を覆すことは許されな

い。

そこで、本再審公判においては、前記のとおり無罪を言い渡すべき本件強盜殺人の公訴事実を除くその余の各公訴事実について、本件確定判決の有罪認定を前提に、本件確定判決宣告当時に立ち返り、その当時における法令とその時点で認められた諸般の量刑事情に基づき、その有罪部分のみであればどのような量刑がなされていたかを想定し、被告人兩名に対する量刑判断を行うべきこととなる。

なお、弁護人は、本件強盜殺人以外の各公訴事実について、被告人兩名に改めて刑を言い渡すことは二重の危険の法理に反するなどとして、被告人兩名には免訴が言い渡されるべきである旨主張するが、前記のような量刑判断の性質に照らせば、被告人兩名には何ら実質的に新たな応訴の負担を強いるものではなく、さらにその他弁護人の縷々指摘するところを勘案しても、免訴を求める弁護人の主張は当たらない。

したがって、被告人櫻井においては窃盜の各公訴事実について、被告人杉山においては暴行、傷害、恐喝、暴力行為等処罰に関する法律違反の各公訴事実について、それぞれ

(注)

刑事訴訟法第三三六条 被告事件が罪とならないとき、又は被告事件について犯罪の証明がないときは、判決で無罪の言渡をしなければならぬ。